



『BCP』策定のご支援
～CCイノベーションのコンサルティング～

株式会社CCイノベーション



01. 企業をとりまくリスクは多岐にわたる

災害の種類	主な内容	事例等
自然災害	地震	東日本大震災・能登半島地震等
	洪水	山形県最上川氾濫等
	その他	津波・大雨・雪害・落雷・台風等
事故	火災	金沢市50件（令和2年1月～7月）
	交通事故	石川県1,379件（令和2年9月22日まで）
	その他	停電・断水等
疾病	インフルエンザ等感染症	新型コロナ、新型インフルエンザ
	その他	食中毒等
システム	障害・故障	自然災害・保守期限切れ等
	サイバー攻撃	標的型攻撃・ランサムウェア等

上記以外にもテロや風評被害等様々なリスクが存在します。

02. 経営者の責務

1. お客様や社員の安全を守る

災害時、お客様や社員の安全を守ることが第一です。

2. 会社の事業を守る

災害にあってもなるべく事業を止めずに、いかに早く事業を復旧するかが重要です。

3. 顧客取引先の信用を守る

災害にあっても、顧客等との取引を維持・回復し売り上げを確保する。

4. 社員の雇用を守る

災害に遭っても社員を解雇しないことは、経営者にとって大きな使命です。



図：中小企業庁パンフレット抜粋

社員が集団で感染したら、地震災害や風水害にあたったら、事業所で火災が起きたら、
中小企業の経営者であるあなたは どうしますか？

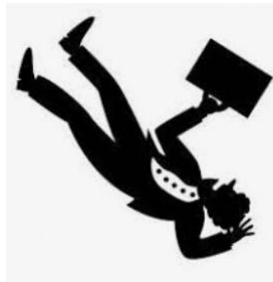
03. リスクインパクト

物損被害などの直接的な損害のみならず、将来的な事業にも大きな影響をもたらします。

営業停止期間の長期化



顧客数の減少



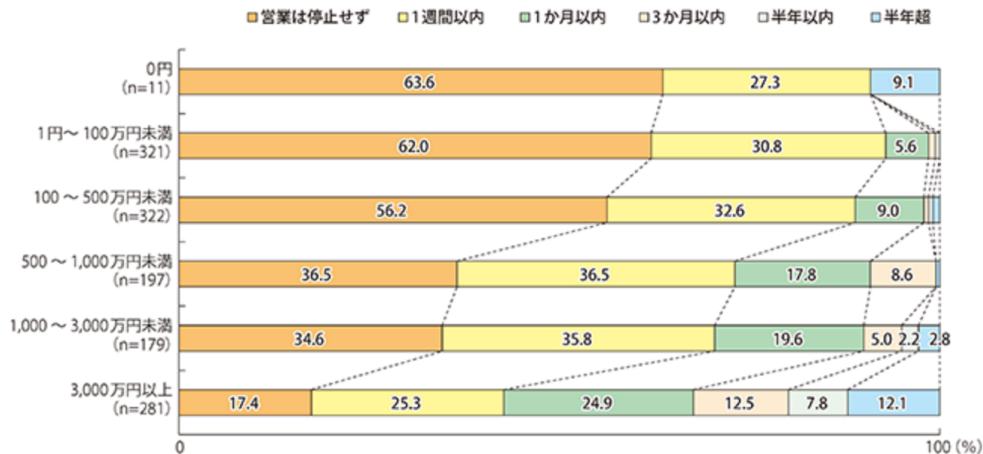
売上高への悪影響

リサーチ会社による顧客アンケートも公表されています

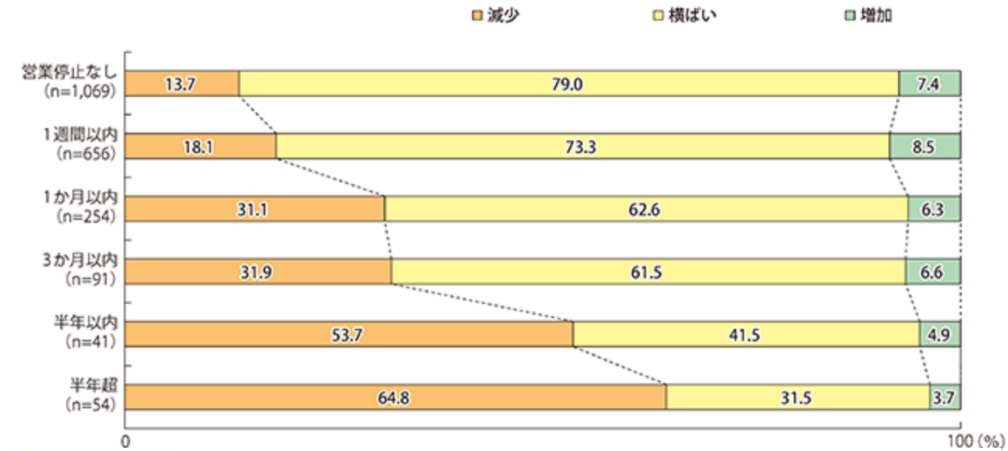
03. リスクインパクト

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
2018年12月調査資料抜粋

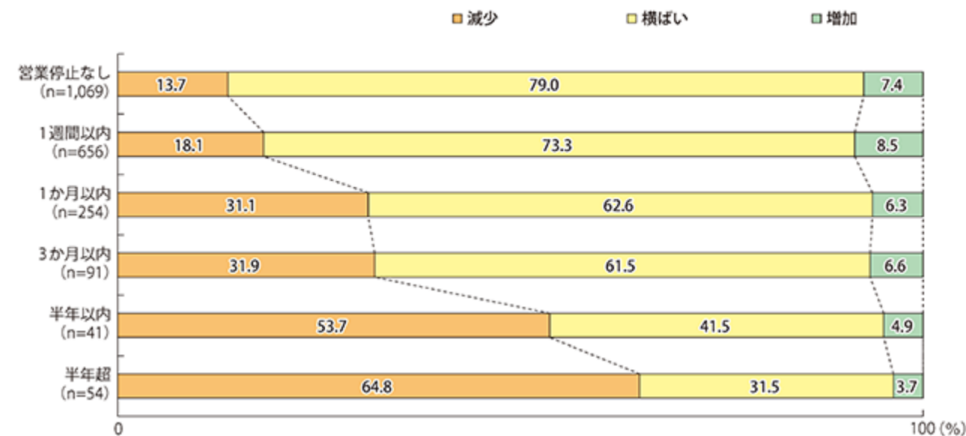
第3-2-12図 被災による物的損失額別に見た、当該事業所における営業停止期間



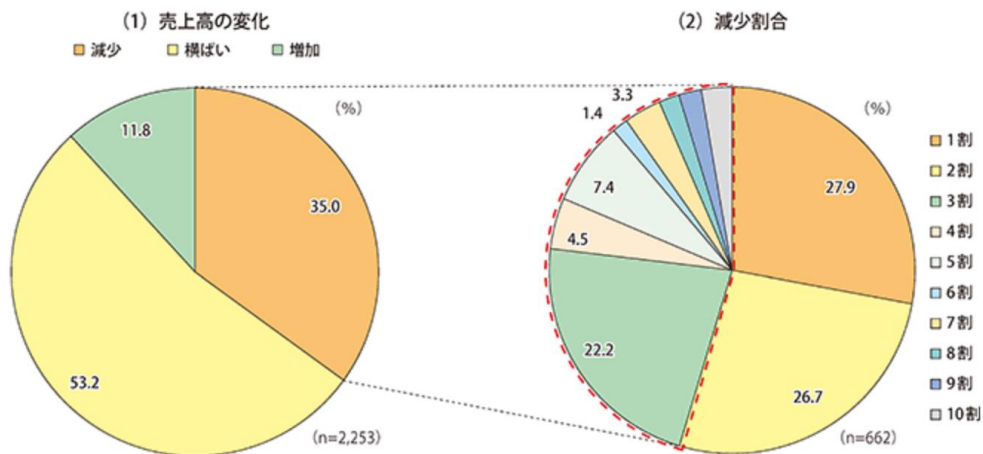
第3-2-13図 被災による営業停止期間別に見た、被災3か月後における被災前と比較した取引先数の推移



第3-2-13図 被災による営業停止期間別に見た、被災3か月後における被災前と比較した取引先数の推移



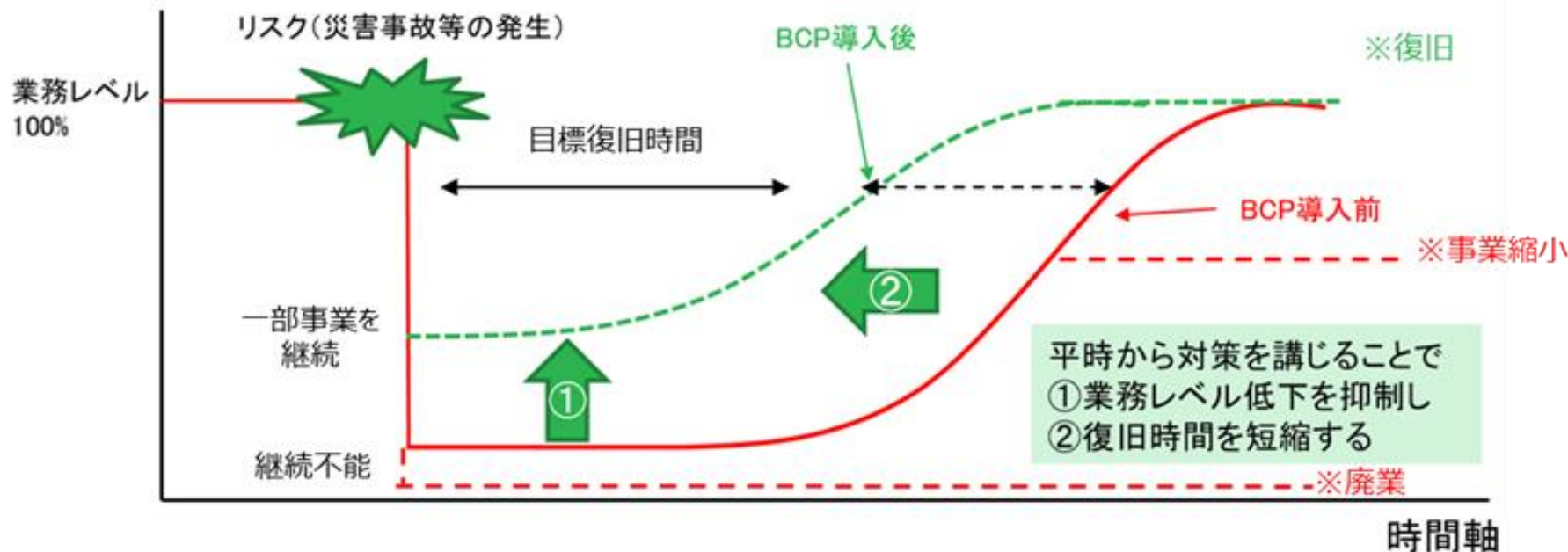
第3-2-14図 被災3か月後における、被災前と比較した売上高の変化



物損被害などの直接的な損害のみならず、将来的な事業にも大きな影響をもたらします。

04. BCPとは

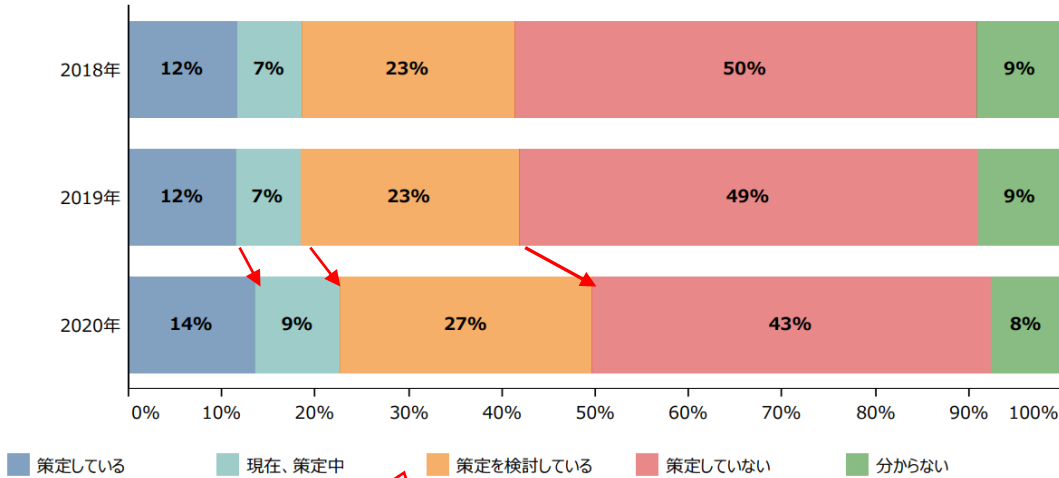
企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく計画のこと



平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となります。
そうすることで、被害は発生したとしても、
顧客の信用を維持し、取引関係者からも高い評価を受けることとなり、
企業価値の維持・向上につながります。

05. 競合他社の状況

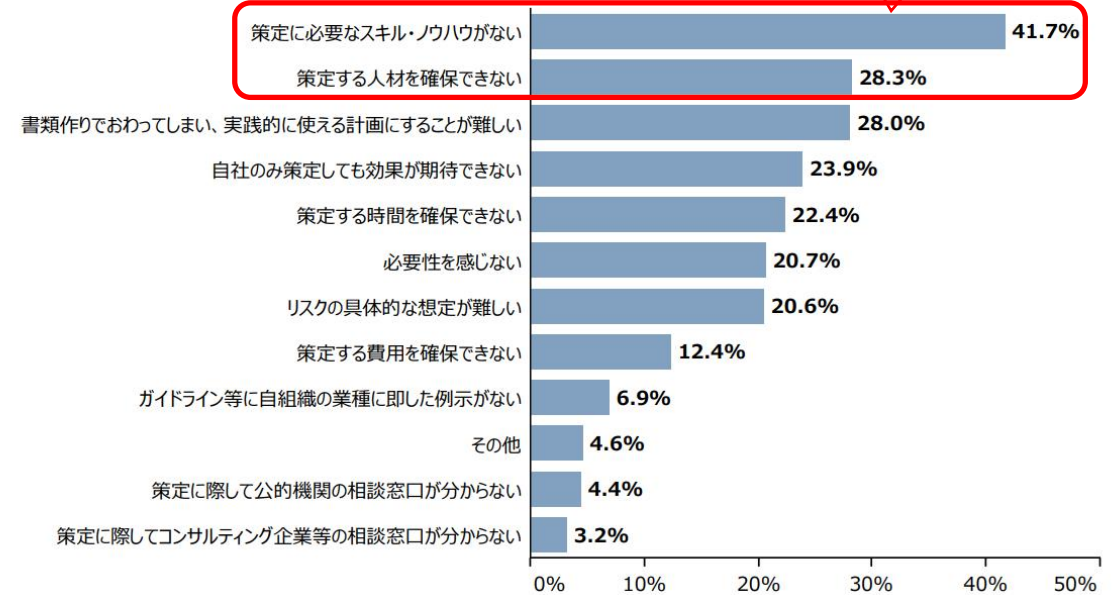
第1-1-106図 事業継続計画（BCP）の策定状況の推移（中小企業）



約5割が取り組んでいる

約7割がスキルやマンパワーの不足が要因で策定できていない

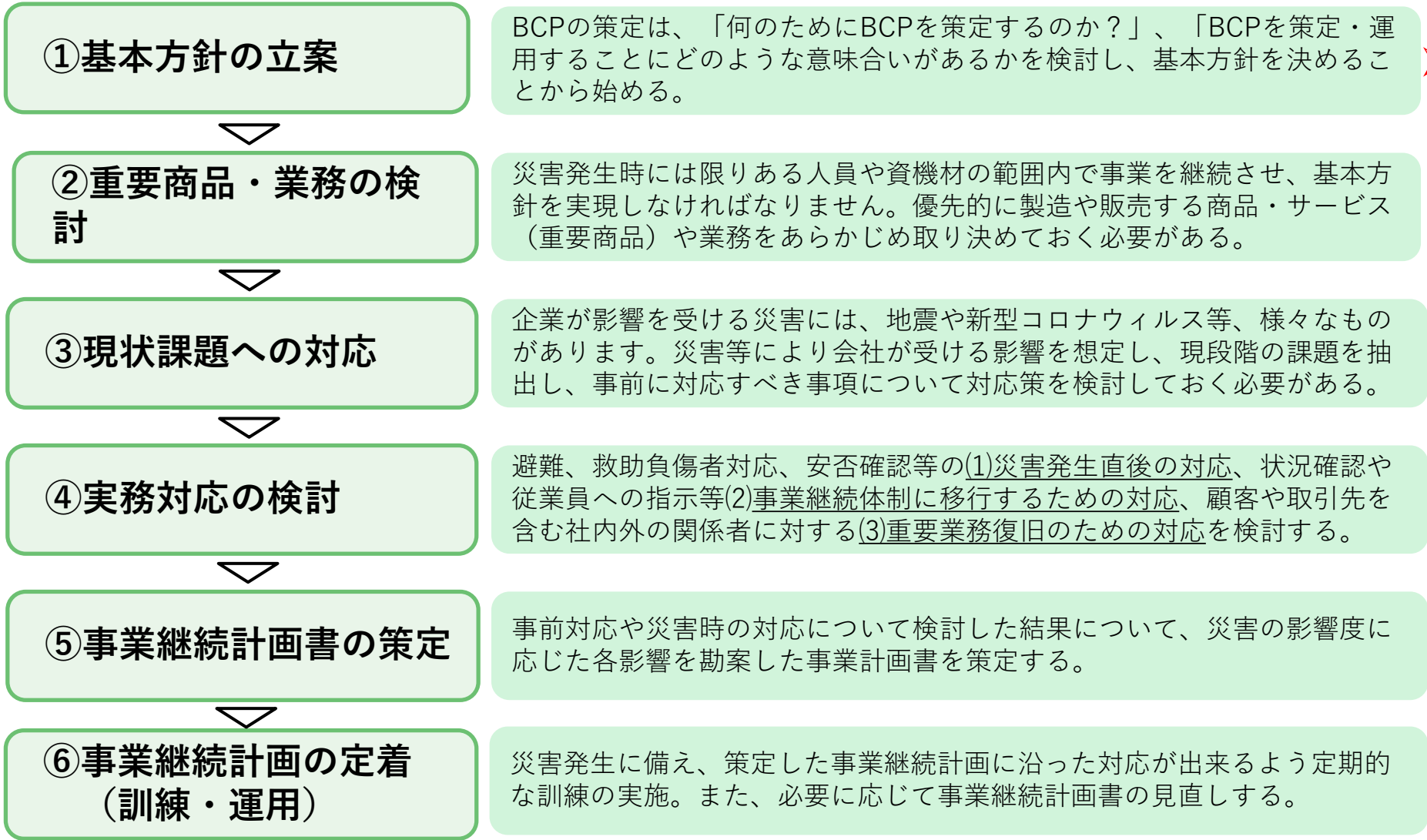
第1-1-107図 事業継続計画（BCP）を策定しない理由（中小企業）



他社の取組みは今後益々進むことが予想されます。いつのまに取り残されることになりかねません。スキルやマンパワー不足については弊社がカバーいたします。

06. 当社が提供するソリューション

CC Innovation / 2021



➤ お客さまのオーダーに応じて、
ライト版と
スタンダード版の
2パターンの事業継続計画を策定します

※詳細はコンサルタントがご提案いたします。

- 本資料は、経営コンサルティングに関する情報の提供のみを目的として作成されたものであり、経営コンサルティングのお取引を強制するものではありません。
- 本資料に記載されている意見などはCCイノベーションが信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。なお、本資料は、作成日において入手可能な情報等に基づいて作成したものであり、金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が不正確なものになる可能性もあります。
- 本プログラムへの参加の最終決定はお客様御自身の判断でなされるよう、また、必要な場合には顧問弁護士、税理士などにご相談いただきますようお願いいたします。